

毎週火、金曜日発行（但休日になると翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

公有水面埋立地の区域編入
字の区域の変更
昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号の
一部改正
昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号の一
部改正

二等陸上等の採用試験の日時及び場所
ふ化業者の登録
家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の
実施
家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
土地の公用廃止

◇公告

二級建築士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第五百二十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九條第一項の規定に基づき、次の公有水面埋立地を昭和三十九年六月二十三日から東伯郡羽合町大字上浅津字宮ノ本の区域に編入したので告示する。

昭和三十九年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

羽合町大字上浅津字宮ノ本一六ノ一、二一ノ一地先

一八九・九七平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本五ノ六、五ノ二、五ノ四、六

八一〇・〇〇平方メートル

羽合町大字上浅津字宮ノ本一、二ノ一、一ノ三二、三ノ四

六一七・六〇平方メートル

地先

鳥取県告示第五百二十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十九條第一項の規定に基づき、倉吉市の区域内の字の区域を昭和三十九年八月二十五日から、次のとおり変更

ち、下古川字藤ノ木二三八番の一、二三八番の二、二三八番の三、二三九番、二三九番の一、二四〇番の一、二四〇番の二、二四〇番の三、二四〇番の四、二四一番ののうち、二四一番の二のうち、下古川字才ノ木二七〇番、二七一番、二七二番、二七三番、二七四番、二七五番のうち、二七六番ののうち、二七六番の二のうち、二七七番のうち、二七八番、二七九番、二八〇番の一、二八〇番の二、二八一番の一、二八一番の二、二八二番ののうち、二八二番の二のうち、古川沢字小坂四番のうち、五番のうち、九番のうち、一〇番の二のうち、古川沢字三軒屋一七番のうち及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を下古川字西見堂に変更

下古川字中道木一二七番ののうち、一二七番の三のうち、一二八番ののうち、一二八番の三、一二九番の二のうち、一二九番の一〇のうち、下古川字才ノ木二七五番のうち、二七六番ののうち、二七六番の二のうち、二七七番のうち、二八二番ののうち、二八二番の二のうち、二八三番の一、二八三番の二、二八三番の三、二八

四番の一、二八四番の二、二八五番、二八五番の一、二八五番の二、二八五番の三、二八六番、二八六番の一、二八六番の二、二八七番の一、二八七番の二、二八八番、二八九番、下古川字下道木二九〇番の一、二九〇番の二、三〇一番ののうち、三〇一番の二、三〇二番の一、三〇二番の二、三〇二番の三のうち、三〇二番の四のうち、三〇三番の一、三〇三番の二、三〇三番の三、三〇三番の四、三〇四番ののうち、三〇四番の三のうち、三〇四番の四のうち、古川沢字小坂一番、二番のうち、三番のうち、四番のうち、六番の二のうち及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を下古川字西堀田に変更

下古川字井手向二二三番の四、二二六番の三、二二六番の五、下古川字西堀田二二七番の三、二二七番の五、二二七番の七、二二七番の八、二二七番の九、二二八番の二のうち、二二八番の三、二二九番の二のうち、二二九番の四のうち、下古川字上極楽寺三二〇番の二及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を下古川字下道木に変更

小田字宮ノ下七〇番の一、七〇番の四、七〇番の五、下

古川字宝大寺七五番の二、七五番の五、七五番の七、七六番の二、七六番の五、七七番の二、七七番の五、七八番の一、七八番の四、七八番の五、七九番の一、八〇番の一、八〇番の四、八五番の一、八五番の七のうち、小田字立長サ一三七番の一、一三七番の二、一三八番の一、一三八番の二、一三九番ののうち、一三九番の二のうち、一四〇番ののうち、一四一番ののうち、一四一番の二、一四五番ののうち、小田字下前田二〇二番のうち、二〇三番のうち、二〇四番ののうち、二〇四番の二、二〇四番の三、二〇四番の四、二〇五番の五、二〇五番の六及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を小田字上堀り田に変更

小田字立長サ一四五番の二、一四五番の三のうち、一四五番の四のうち、一四六番の二、一四六番の三のうち、一四七番の三、一四八番の三のうち及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を小田字上前田に変更

小田字立長サ一三九番ののうち、一三九番の二のうち、一四〇番ののうち、一四〇番の二、一四五番ののうち

ち、一四五番の二のうち、小田字上前田一九〇番の一、一九〇番の四のうち、一九一番の二のうち、一九三番の四のうち、一九七番の一、一九七番の二のうち、一九七番の三、一九七番の四、一九七番の五のうち、一九八番のうち、一九八番の一、一九八番の二、一九九番のうち、二〇〇番、小田字下前田二〇一番、二〇二番のうち、二〇三番のうち、二〇四番ののうち、二〇六番の二、二〇七番、二〇八番の一、二〇八番の二、二〇九番の一、二〇九番の二、二一〇番の一、二一〇番の二、二一一番の一、二一一番の五、小田字繩手二二九番の二のうち、下古川字上通一一〇番の一、一一一番の一、一一二番ののうち及びこれに伴う道路水路の国有地の一部を小田字八ヶ坪に変更

小田字八ヶ坪二二四番ののうち、二二四番の二のうち、二二四番の三のうち、二二五番のうち、二二六番ののうち、二二六番の二、二二〇番の二、小田字家内田二四七番のうち、二四八番、二四九番、二五〇番の一、二五〇番の二、二五〇番の三、二五〇番の四、二五一番の一

鳥取県知事 石 破 二 朗
「株式会社山陰合同銀行浦富支店」を「株式会社山陰合同銀行岩美支店」に改める。

鳥取県告示第五百二十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第七十七條第一項及び第八十八條の規定に基づき、昭和三十一年度第三次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第十七條第一項の規定により告示する。

昭和三十一年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十一年九月十一日 午前九時から午後四時まで

米子市両三柳 自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十一年九月十八日 午前九時から午後四時まで

鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十一年九月二十五日 午前九時から午後四時まで

倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

昭和三十一年十月九日 午前九時から午後四時まで

米子市両三柳 自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十一年十月二十三日 午前九時から午後四時まで

鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十一年十月三十日 午前九時から午後四時まで

倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

昭和三十一年十一月六日 午前九時から午後四時まで

米子市両三柳 自衛隊米子駐とん部隊

昭和三十一年十一月十三日 午前九時から午後四時まで

鳥取市鍛冶町 自衛隊鳥取地方連絡部

昭和三十一年十一月二十七日 午前九時から午後四時まで

倉吉市仲之町 自衛隊倉吉分駐所

鳥取県告示第五百二十六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七條第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者を登録したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十一年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 登録番号 | 区分 | 登録年月日 | 氏名又は名称及び住所 | ふ化場の名称及び所在地 |
|------|----|-----------|--|--|
| 1 | | 昭和39年8月1日 | 鳥取種鶏農業協同組合 組合長 西川 隆 鳥取県鳥取市古方776番地13 | 鳥取種鶏農業協同組合 鳥取ふ卵場 鳥取県鳥取市古方776番地13 |
| 2 | | " | 寺 谷 英 太 郎 鳥取県鳥取市湖山下浜1,194番地 | 株式会社 山陰種鶏場 鳥取県鳥取市湖山下浜1,194番地 |
| 3 | | " | 白 間 雅 太 郎 鳥取県鳥取市湖山下浜1,194番地 | 白 間 種 鶏 場 鳥取県鳥取市湖山下浜1,194番地 |
| 4 | | " | 鳥取県経済農業協同組合連合会 組合長 藤 三 誠 鳥取県鳥取市東品町19番地の5 | 鳥取県経済農業協同組合連合会種鶏場 鳥取県鳥取市賀露町西浜1,761番地461 |
| 5 | | " | 近 藤 謙 治 鳥取県東伯郡東伯町八橋496番地 | 近 藤 ふ 卵 場 鳥取県東伯郡東伯町八橋496番地 |
| 6 | | " | 鳥取県西部養鶏農業協同組合 組合長 西川 隆 鳥取県米子市鍛冶町3丁目13番地 | 鳥取県西部養鶏農業協同組合初岡ふ卵場 鳥取県米子市鍛冶町3丁目13番地 |

鳥取県告示第五百二十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定に基づき、豚の所有者に対して、注射を受けることを命ずる。

昭和三十一年九月八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- 豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和三十九年九月二十七日から十月二十六日まで
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

鳥取県告示第五百二十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して、検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十九年九月八日

鳥取県知事 石 破・二 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり

- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 結核病検査及びブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。ピロプラズマ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び投薬の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応
 ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法
 ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査
 肝てつ検査……皮内反応及び虫卵検査
 肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与
 ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集反応

別表 結核病検査及びブルセラ病検査

| 実施期日 | 実施区域 |
|--------|------|
| 九月 十六日 | 東伯町 |
| 〃 十八日 | 〃 |
| 〃 二十一日 | 〃 |
| 〃 二十二日 | 〃 |
| 〃 二十五日 | 〃 |
| 〃 二十八日 | 〃 |
| 〃 二十九日 | 〃 |
| 〃 三十日 | 〃 |
| 十月 二日 | 〃 |
| 〃 五日 | 〃 |
| 〃 七 | 〃 |
| 九月二十一日 | 日南町 |
| 〃 二十二日 | 〃 |
| 〃 二十四日 | 〃 |
| 〃 二十五日 | 〃 |

実施場所

一向、野井倉、中津原 検査場
 別宮、古長、法万、杉地
 福永野田、赤松、大杉、山田
 中尾、上伊勢
 下伊勢、金市、二軒屋
 笠見、田越
 保、徳万、丸尾、八橋
 下光好、上光好、樺井、上勤
 公文、三保
 効、美好、下大江
 花口、神戸上
 宗金
 花口、神戸上
 宗金

